

# 8月1日更新

「国民健康保険高年齢受給者証」「後期高齢者医療制度の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証」「福祉医療費受給者証」  
 「後期高齢者医療制度の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証」

「国民健康保険高年齢受給者証」「後期高齢者医療制度の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証」「福祉医療費受給者証」が8月1日(木)に更新されます。対象となる皆さまには、7月中旬から下旬に新しいものを郵送します。お手元に届かない場合や不明な点についてはお問い合わせください。現在使用されているものは、有効期限(7月31日)が過ぎましたらご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

## 国民健康保険高年齢受給者証

郵送時期：7月中旬

70歳～74歳の国民健康保険加入者に郵送します。保険証と一緒に保管してください。

問い合わせ先

保健福祉課国保年金係

(31) 2512

## 後期高齢者医療制度の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証

郵送時期：7月下旬

新しい保険証は桃色です。お手元に届きましたら、住所・氏名自己負担割合などの記載内容をご確認ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証は、引き続き交付対象となる方全員に郵送します。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係

(31) 2512

## 福祉医療費受給者証

郵送時期：7月下旬

前年の所得や支給要件を確認し、引き続き該当となる方に郵送します(申請は不要)。転入等により、提出していただく書類がある方には、別途通知します(ご確認ください)。

【福祉医療制度とは?】

医療機関で負担した保険診療分の一部を助成する制度です。申請対象者は下表のとおりです。申請をされていない方は手続きをお願いします。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係 (32) 6522



## 福祉医療費受給者証対象要件

対象者	要件
子ども	0歳～満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
障がい者	身体障害者手帳1～4級
	療育手帳A1～B1
	精神保健福祉手帳1～3級
	精神障がい者障害基礎年金を受給されている方
ひとり親家庭等	65歳以上国民年金法施行別表該当者(身体や精神に一定以上の障がいがある方)
	配偶者のない者で現に18歳未満の児童を扶養している者及びその者に扶養されている18歳未満の児童 父母のいない18歳未満の児童

※障がい者・ひとり親家庭等の方は所得制限があります。

# 介護保険を利用している皆さまへ

## 負担限度額認定証の更新申請について

所得や収入などの条件に該当される方に対し、申請により、施設入所時の居住費・食費の負担軽減が適用となる「負担限度額認定証」を発行します。

「負担限度額認定証」は毎年更新の手続きが必要です。現在対象となっている方には6月中旬に申請書類を送付します。7月10日(水)までに必要書類と併せて提出してください。

対象者

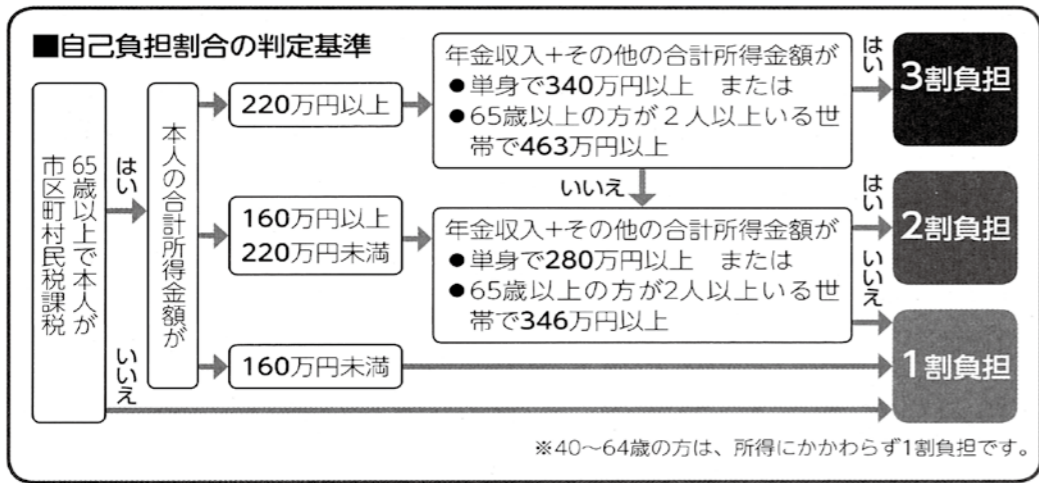
世帯全員が非課税で、預貯金等も要件に該当する方

対象にならない方

- ①世帯が別でも、住民税を課税されている配偶者がいる方
- ②預貯金等(※)が単身で1000万円、夫婦で2000万円を超える場合  
(※)「預貯金等」とは預貯金、信託、有価証券、現金(タンス貯金)などです

## 介護保険利用負担割合証を送付します

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払っていただきます。毎年8月1日を基準日として負担割合証は更新され、7月下旬に送付します。



提出場所・問い合わせ先 保健福祉課介護高齢係 (31) 2512

## 児童扶養手当 特別児童扶養手当

8月から現況届・所得状況届の受付を開始します

現在手当を受給されている方には、7月中にお知らせを送付します。内容をご確認いただき、期限内に届出ください。届出がないと8月以降の手当は支給されません。

【児童扶養手当とは】

父母の離婚などにより、または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親や、父母に代わってその児童と同居し、養育している方に支給されます。

【特別児童扶養手当とは】

精神または身体に障がいのある満20歳未満の児童を養育する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係

(32) 6522